

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会員規程

(昭和33年4月1日制定)

改正	昭和44年4月1日	平成4年3月26日	平成20年12月4日
	昭和46年4月1日	平成5年4月1日	令和元年12月19日
	昭和49年3月2日	平成7年3月24日	
	昭和50年3月25日	平成11年8月25日	
	昭和59年5月17日	平成14年2月5日	
	昭和62年3月25日	平成17年1月19日	

(定義)

第1条 この規程は、定款第33条の規定により、本会の会員に関することを規定するものとする。

(目的)

第2条 会員制度は、本会の目的に賛同し、多様な者の主体的参加に基づき、地域福祉推進を図ることを目的とする。

(会員の種類)

第3条 正会員と賛助会員とする。

(正会員)

第4条 正会員は、次の各号の一に該当する団体又は個人とする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 民生委員児童委員等の社会福祉奉仕者とその代表
- (3) 社会福祉事業及び更生保護事業を実施する社会福祉施設
- (4) 介護保険事業又は障害福祉サービス事業を実施する事業者
- (5) 社会福祉に関する活動を行う団体
- (6) その他会長が会員にすることを適当と認めた者

2 正会員は本会定款の定めるところにより理事又は評議員となることができ、各種情報の提供を受け、本会の業務運営に関して評議員を通じて意見を述べることができる。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、社会福祉に関心をもつ個人、法人又は団体とする。

2 本会は、賛助会員に対し、地域福祉への参画のための各種情報の提供や相談に努め、賛助会員は、各種事業の連携や財政的支援等を行うものとする。

(会費)

第6条 第4条第1項第1号から第5号及び第5条に定める会員は当該年度内に会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、別表に定める額とする。

3 すでに納入した会費は、過誤納による場合を除き、返還しない。

(入会手続き)

第7条 本会に入会しようとするときは、入会申込書(第1号様式)を本会会長に提出しなければならない。

2 入会申込のあった会員について、会長は理事会に報告をするものとする。

(退会)

第8条 会員は、次に掲げる場合に退会したものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を納入しなかったとき
- (4) 除名したとき

2 前項第1号又は第2号により退会するときは、退会届(第2号様式)を本会会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を毀損しまたは趣旨、目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、この場合、理事会の5日前までにその旨を当該会員に通知し、かつ理事会において弁明の機会を与えなくてはならない。

2 前項の除名は文書をもってその旨を当該会員に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本規程は、昭和33年4月1日から実施する。

附 則

1 「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会費徴収規程」は、「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会員規程」に名称を改める。

2 この規程は、平成11年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月5日に一部改正し、平成14年3月6日(定款変更の許可日)から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年1月19日に一部改正し、平成17年4月1日より施行する。

2 この規程の施行日前から会員であったものについては、この規程に基づき入会したものとみなす。

附 則

この規程は、平成20年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月19日に一部改正し、令和2年4月1日より施行する。

別表（第4条及び第5条関係）

会員の区分	会費
1. 市町村社会福祉協議会	年額 市社会福祉協議会 均等割 95,000円 世帯割 1世帯 1円44銭 町村社会福祉協議会 均等割 18,000円 世帯割 1世帯 1円44銭
2. 民生委員児童委員等の社会福祉奉仕者とその代表	千葉県民生委員児童委員協議会 88,600円
3. 社会福祉事業及び更生保護事業を実施する施設	年額 入所施設 10,000円 通所施設 8,000円
4. 介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者 ※ただし、1～3の会員の区分は除く	年額 10,000円
5. 社会福祉に関する活動を行う団体	年額 10,000円
6. 賛助会員	年額 個人会員 10,000円以上 法人会員 50,000円以上

注：本表の世帯割は、直近の国勢調査（確定値）の世帯数による。